

令和5(2023)年みよし市教育委員会 第11回定例会 会議録

日 時		令和5(2023)年11月15日(水) 午前10時開議
場 所		市役所6階601・602会議室
出席委員		教育長：増岡潤一郎 教育長職務代理者：近藤憲司 委員：加藤知子 委員：清水素子 委員：岡本智則
説明のため出席した職員		教育部長：富田泰隆、教育部参事：新美貴宏、教育部次長兼学校教育課長：木戸貴秀、教育部副参事兼学校教育課主幹：鈴木克弥、学校給食センター所長：伊藤益好、スポーツ課長：林幸男、生涯学習推進課長兼中央図書館長：二子石勝、歴史民俗資料館長：橋本慎一郎
書記		学校教育課副主幹：西世古貴志、学校教育課主査：溝口洋
傍聴者		なし
	教 育 長	教育委員会会議の開会及び閉会につきましては、みよし市教育委員会会議規則第8条の規定により、教育長が宣言することとなっております。 また、会議録の作成につきまして、みよし市教育委員会会議規則第16条第1項の規定に基づき、教育行政課西世古副主幹と溝口主査にお願いします。
	教 育 長	本日の定例会への傍聴の申出はありませんでした。
日 程 1 【開会宣言】	教 育 長	日程1、令和5年みよし市教育委員会第11回定例会を開会します。 (午前10時)
日 程 2 【教育長報告】	教 育 長	日程2、教育長報告。 お配りいたしました一覧表のとおりですが、小中学校の文化祭、運動会等それから学習発表会含めて委員の皆さま出席いただきました。また、市内の各種団体のイベントが数多く開催されました。また、昨日歴史民俗資料館の特別展示を拝見してまいりました。みよしに残る戦時中の多数の資料が展示しており、また、土日には多くの来館者があるとお聞きしています。以上です。
日 程 3 【前回会議録の承認】	教 育 長	日程3、前回会議録の承認 前回会議録について、要点説明をお願いします。
	教育部次長	【前回(第10回定例会)会議録の要点説明】

日程 4 【議事】 議案第 33 号（教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について）	教 育 長	会議録につきまして、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑・意見なし】
	教 育 長	質疑ありませんので、ただいまの会議録につきまして、みよし市教育委員会会議規則第 16 条第 1 項の規定に基づき、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	各 委 員	【挙手全員】
	教 育 長	挙手全員です。よって、会議録は承認されました。
	教 育 長	日程 4、議事に入ります。 議案第 33 号の説明をお願いします。
	学校教育課長	資料 1 ページをご覧ください。議案第 33 号教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について、この案を提出するのは、ここに掲載されております 1 から 7 までの 7 つの議案を、令和 5 年第 4 回みよし市議会定例会に上程するにあたり、意見を求めたいからです。 続けて、1 から内容を順に説明させていただきますが、ここにある 7 つの議案のうち、1 みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部改正、3 みよし市放課後児童クラブ条例の一部改正、4 みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正、5 みよし市図書館学習交流プラザ設置条例の一部改正につきましては、いずれも公共施設等の使用料の見直しに関するものです。市では、第 7 次みよし市行政改革アクションプランにより、受益者負担額が適正であるかどうかを定期的に見直ししており、今年度実施した見直し作業に伴い、料金改定を予定しております。 では、資料 2 ページからご説明いたします。みよし市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例です。 この条例は、市立学校施設を貸し出す際の利用方法を定めるもので、このうち、体育館及び武道場の使用料について料金改定を実施するものです。料金の算出方法ですが、参考に掲載した表のとおりでございます。維持管理に係る全体経費に対して、年間の開館時間で割り返して時間当たりの料金を算出し、受益者の負担分を計算しています。 改定の内容は 2 ページの中ほどにある表のとおりですが、中学校体育館について、全部の時間帯で 640 円だった料金を 360 円に、武道場は 300 円を 120 円に、小学校体育館は 460 円を 250 円にそれぞれ改定します。いずれも、改定率は現行料金と比べて約半分の 50% 前後となっておりますが、これは他の体育施設と同様に、性質別の受益者負担割合を 50% に見直したことによるものです。 資料 3 ページが提案説明書、資料 4 ページが改正文となっており、附則として施行期日を令和 6 年 4 月 1 日からとし、経過措置として、この条例

		改正の公布日の前に利用許可を受けた場合の料金の例外と、施行日以後の利用日の料金を施行日前に前納する場合の料金について定めています。 資料5ページは新旧対照表ですので、参考にしてください。以上説明とさせていただきます。
	学校教育課主幹	資料6ページをご覧ください。みよし市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部改正についてお願いします。 今回の改正は、令和5年9月29日付け愛知県人事委員会勧告に準じて、任期付き市費負担教員の給料月額を改定するものです。 今回の改定は、愛知県の教育職給料表に合わせて、条例別表で規定する給料表の額を改定するもので、詳細は8ページの新旧対照表のとおりとなっています。なお、県の人事委員会勧告では、期末・勤勉手当の0.1か月分引き上げも同時に行われていますが、各手当に関しては、みよし市職員の給与に関する条例に基づいて支給される規定となっているため、本条例で改正の必要はありません。 附則として、施行期日は公布の日、適用は令和5年4月1日とし、改正前に支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とすることを規定しています。以上です。
	学校教育課長	続いて、資料18ページをお願いします。みよし市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例です。この条例は、放課後児童クラブの設置、運営に関する事項を定めたものですが、受益者負担の見直しに伴う料金改定により、保護者負担金の改正を行います。 この料金につきましても、実際に運営に係る経費の総額を定員で割り返して、一人当たりの負担額を算出する方法で計算しており、資料19ページの表のとおりです。例えば、月額料金の算定は、表の一番上段で、運営費の総額が1億4,275万2,560円ですが、利用人数の6,840人で割り返して、性質別負担割合の50%を掛けて算出した計算料金は10,435円です。これに対して、改定料金はこの半分の5,200円となっていますが、児童クラブの運営費は、国・県・市が公費により半分を負担し、残りの半分を保護者が負担することとなっているため、実際に負担していただく料金は5,200円になります。また、学年始め、冬休み、学年末の学校休業日は、年によって開所日数が変わりますので、1日あたり500円相当で実際の日数に応じた料金設定となるように今回の改定で改めました。また、これまで祝日料金を別で徴収していましたが、今回の改正で廃止することとしました。 資料20ページが提案説明書、21ページが改正文で、附則として施行期日を令和6年4月1日とし、施行日前の入所承諾があった場合の経過措置を規定しています。 資料22ページは新旧対照表ですので、参考としてください。以上説明とさせていただきます。

	スポーツ課長	みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、23ページをお願いします。 市では4年に1度、公共施設の使用料等の見直しを行っています。趣旨は、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、旭グラウンドの使用料の額を改正するものです。 内容は、旭グラウンドのグラウンド及び照明設備の使用料の額の改正と長年使用されていないコインシャワーの区分を削除します。表の左が現在の使用料の区分、右の表が改正後の区分になります。 コインシャワーの区分が無くなり、グラウンド使用料全面使用の1時間が4,530円から5,240円に上がります。半面は1時間、2,260円から2,620円に上がり、照明設備は全灯1時間5,490円から6,470円に上がり、半灯は1時間、4,390円から4,310円に下がります。 積算根拠につきましては、先ほど次長からも説明があったように、年間必要経費から年間開館時間数を割り返して時間単位の経費を算出します。それに50パーセントが受益者負担、照明設備については100パーセントが受益者負担で定めています。 24ページをご覧ください。24ページはお手元に配付している資料と差替えをお願いします。 みよし市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の説明になります。この案を提出するのは、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、社会体育施設の旭グラウンドの使用料の額を改正する等のため必要があるからであります。 25ページをお願いします。条例の改正文です。先ほど説明したとおり、今回の改正は、使用されていないコインシャワーの区分を削除し、グラウンドの使用料と照明設備使用料の額を変更するものです。 施行期日は、令和6年4月1日からとしています。なお、施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは改正後の使用料を徴収するための経過措置を設けています。以上です。
	生涯学習推進課長	27ページの概要書をご覧ください。改正内容は、会議室1、2及び講座室2の施設使用料と移動式プロジェクターの付属設備使用料の改正です。今回の改正で、同一施設内の類似施設で面積差5㎡未満は使用料を統一することになりました。会議室1、2、3はほぼ同じ面積であり、3部屋の平均が38.3㎡で会議室3と同じだったので、会議室3の使用料に合わせ会議室1、2の使用料を1区分760円としました。講座室2、3はほぼ同じ面積であり、面積が狭い講座室3の使用料に合わせ講座室2の使用料を1区分900円としました。移動式プロジェクターは、設置を職員が行っていましたが、利用者で設置することとしましたので、使用料を減額し1区分420円としました。 施行期日については令和6年4月1日からですが、経過措置として令和6年1月31日から令和6年4月の施設予約が可能なので、その場合は改

		正後の使用料で徴収を行います。以上、説明とさせていただきます
	教 育 部 長	資料32ページ令和5年度12月補正予算（教育費関係）事業概要をお願いします。 今回の補正予算は大きく2つの理由により補正予算をお願いしています。 1つ目は、人件費で款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費と項5社会教育費、目1社会教育総務費と資料33ページ、項6保健体育費、目1保健体育総務費及び項7学校給食費、目1給食センター費において、人事異動及び国家公務員の給与改定に準じた制度改正による補正予算の計上です。 2つ目は、債務負担行為の設定で、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費と項3中学校費、目1学校管理費は小中学校の施設総合維持管理業務委託で令和6年度から令和8年度までの3年間、項5社会教育費、目9生涯学習推進費は図書館学習交流プラザの管理運営事業で令和6年度から令和8年度までの3年間、資料33ページ、目6保健体育費、目1保健体育総務費は太陽の広場指定管理事業で令和6年度から令和10年度までの5年間、それぞれ限度額を定めるものです。以上です。
	スポーツ課長	34ページです。みよし市社会体育施設の指定管理者の指定について、令和5年度で社会体育施設の太陽の広場の指定管理者の指定期間が満了するため、新たに指定管理者を指定するものです。 令和5年8月3日に教育委員会からみよし市指定管理者選定審査会に諮問を行い、審査会において候補者が選定されましたので、令和5年10月10日に審査会から教育委員会に答申されました。 その内容は、1指定管理者は、福田区、代表者は区長の酒井武司様、所在地は、区の事務所所在地でみよし市福田町東屋敷84番地、公共的団体です。2指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、3主な業務は、トイレ清掃や除草作業などの太陽の広場施設の管理に関する業務と申請受付、許可に関する運営に関する業務です。4施設管理基本方針です。施設の適正な維持管理に努め、効率的な施設の利用を可能にするよう利用者のニーズを充分把握し、施設運営に反映させる。また、地域の世代間交流の拠点の場として多くの住民が利用できる施設として利用者が快適なかつ安全に利用できる場を提供する方針です。 35ページです。議案説明書になります。この案を提出するのは地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得るために必要があるからであります。36ページは、指定する内容です。以上です。
	教 育 長	議案第33号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑なし】

日 程 5 【協議及び 報告事項】	教 育 長	質疑ありませんので、議案第33号教育予算、その他議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について、原案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
	各 委 員	【挙手全員】
	教 育 長	挙手全員です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。
	教 育 長	続きまして、日程5、協議及び報告事項に入ります。次第に従って、協議及び報告をお願いします。 12月教育委員会行事予定について説明をお願いします。
	教 育 部 長	令和5年12月の行事予定は、資料37ページから39ページのとおりです。 教育委員の皆さまにご案内させていただく行事といたしましては、12月2日土曜日中部小学校150周年記念式典、こちらは加藤委員のみです。12日火曜日、18日月曜日、20日水曜日学校訪問、21日木曜日教育委員協議会及び第12回教育委員会定例会及び教育施設訪問であります。 それぞれご案内いたしますので、よろしくお願いします。 なお、26日火曜日こども議会を開催しますので、お時間があれば傍聴していただきたいと思います。以上です。
	教 育 長	ただいまの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑なし】
	教 育 長	続きまして学校教育課からの報告事項について説明をお願いします。
	学校教育課長	資料40ページをお願いします。学校教育課からは、審査承諾をした後援等申請の報告について報告させていただきます。 審査承諾をした後援等申請は、過去に後援等の実績のある事業が1件、新たに後援等の申請があった事業はありませんでした。 65愛・地球博開催継承事業瀬戸蔵ロボットアカデミー「瀬戸蔵ロボット博2024」、申請者は瀬戸市長、開催日は令和6年3月22日、会場は瀬戸蔵、内容は愛・地球博開催都市でもある瀬戸市が主催のロボットと未来の夢をテーマとしたイベントの開催です。以上、説明とさせていただきます。
	教 育 長	ただいまの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑なし】

日 程 6 【閉会宣言】	教 育 長	続きまして、スポーツ課からの報告事項について、説明をお願いします。
	スポーツ課長	スポーツ課の協議及び報告事項の（１）令和５年度地区スポーツ委員の変更がありましたので御報告いたします。 平池の地区スポーツ委員で、村松利子さんから小林高之さんに変更です。理由は、村松さんが高齢で会議や行事に参加できないため、娘婿の小林さんに交代いたします。選任日は、令和５年１０月２６日になります。 続きまして、４２ページです。令和６年度学校体育施設スポーツ開放についてです。小中学校の体育館を学校教育の支障のない範囲でスポーツ開放する事業です。 令和６年度の利用団体の募集を開始します。使用料については、改定後の新料金となります。以上です。
	教 育 長	ただいまの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
	各 委 員	【質疑なし】
	教 育 長	他に報告事項はありますか。 なければ、本日の日程の案件は、すべて終了しました。
	教 育 長	日程６、令和５年みよし市教育委員会第１１回定例会を閉会します。 （午前１０時３０分）
	事 務 局	次回の開催予定の調整をお願いします。 次回は、令和５年１２月２１日木曜日午前１０時から、市役所６階６０１・６０２会議室にて、第１２回定例会を開催いたします。